

コンビニ交付サービスの拡充

マイナンバーカードを利用してコンビニなどで取得できる証明書などが拡充されます。取得にはマイナンバーカード取得時に設定した利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

▶①住民票の写し（個人番号記載）②住民票の記載事項証明書 ③所得課税証明書

日 3月4日(火)～ ※コンビニ 午前6時30分～午後11時

場 全国のコンビニやスーパーなど（市内：セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、フジ宇和島店）

対 ①②市に住む本人または同一世帯の人 ③個人の納税義務者

料 250円／1通

持 マイナンバーカードまたはスマートフォン用電子証明書を搭載済みのスマートフォン

問 ①②市民課窓口係 ☎22-1111内線2173
③税務課諸税係 ☎24-1111内線2537



ID: 0053370・0110764

うわじまMIセンター移転オープン

市が運営する結婚相談機関「うわじまMIセンター」が宇和島駅前テナント内に移転オープンします。

日 3月4日(火)～

問 こども家庭課こども育成係 ☎24-1111内線2138



ID: 0063831

「LINEPay請求書支払い」サービス終了

LINEPayのサービス終了に伴い、国民健康保険料などの「LINEPay請求書支払い」ができなくなります。

日 4月24日(休)～

対 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料、下水道事業受益者負担金、学校給食費、水道料金、下水道使用料

問 税務課納税第1係 ☎49-7011

ID: 0111048

FMがいや「ドイツみちこのおっとりしやラジオ」

日 第1・3日曜日 午後6時～（再放送午後10時～）

内 市出身芸人 ドイツみちこの、おっとりしや！な話が満載です。▶ドイツみちこさん（こじらせハスキー）

問 FMがいや ☎49-1769



ID: 0110978

令和7年 春季全国火災予防運動 (3月1日(土)～7日(金))

火災が多発する時季を迎えます。火災の発生を防止し、高齢者などの死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、全国一斉に春季全国火災予防運動が実施されます。

▶全国統一防火標語「守りたい 未来があるから火の用心」

問 宇和島地区広域事務組合消防本部予防課予防係 ☎22-7501

市県民税の申告・確定申告

■市県民税申告、所得税および復興特別所得税確定申告
事前に金額を集計し書類を作成してください。収支内訳書や医療費控除明細書が未記入だと受け付けできません。

日 3月17日(月)までの平日 午前9時～11時30分、午後1時～4時

場 市役所、吉田支所、三間支所、岩松公民館

対 令和7年1月1日に市に住所がある①～③の所得者(令和6年中)、国民健康保険の被保険者

①営業、農業、漁業、不動産などの事業所得者

②年金、副業、利子などの所得者

③次のいずれかに当てはまる給与所得者

▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出

▶2ヵ所以上から給与を受けた

▶医療費控除などを受ける

▶令和6年の途中で退職し、再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出

▶年末調整をしていない

問 税務課市民税係 ☎49-7010 または各支所総務税務係



ID：0044862

■宇和島税務署からのおしらせ

申告と納税は期限内にお願いします。

日 所得税および復興特別所得税・贈与税：3月17日(月)まで(振替日4月23日(水))、消費税および地方消費税：3月31日(月)まで(振替日4月30日(水))

※国税庁ホームページから簡単に申告書が作成できます。マイナンバーカードを利用してスマートフォンでも作成・送信できます。



※基準期間(2年前)の売上が1,000万円以下の免税事業者も、インボイス発行事業者の登録をした場合は、3月31日(月)までに消費税の確定申告と納税が必要です。

問 宇和島税務署 ☎22-4511



ID：0057116

市民サービスセンターで証明書発行

3～4月は、転入・転出の手続きなどのために市民課窓口が大変混雑します。住民票、戸籍謄抄本や各種証明書などの発行は市民サービスセンターもご利用ください。

日 午前9時45分～午後6時30分(木曜日定休)

場 きさいやロード

問 市民サービスセンター ☎22-0205



ID：0112011

国民年金保険料学生納付特例制度

20歳以上であれば国民年金保険料を納付しなければなりませんが、所得が一定額以下の学生の場合、納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

日 承認期間：4月～翌年3月(承認を受けた次の年度も在学予定の場合は、4月初めに日本年金機構から再申請の用紙が届きます。制度を利用しない場合は、納付書を送付しますのでお問い合わせください。)

対 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)に在学する学生 申 電話

学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも後から納付(追納)することをお勧めします。

問 宇和島年金事務所 ☎22-5440



ID：0096643